

社会福祉研修所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 73 号

社会福祉研修所条例を廃止する条例

社会福祉研修所条例（昭和 59 年岩手県条例第 16 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。